

広東省高級人民法院
民事判決書（概要）

1. 当事者情報

上訴人（原審原告）：加藤電機株式会社（日本法人、住所：日本横浜市）

被上訴人（原審被告）：東莞下西技研機器製品厂（三来一補企業（非法人）、中国東莞市）

被上訴人（原審被告）：豊将国際有限公司（中国香港法人、被告 1 の出資会社。中国香港）
（豊将国際有限公司は下西技研工業株式会社（日本法人、日本東大阪市）の香港子会社）

2. 案件の経緯

上訴人は、「広東省東莞市中級人民法院」に発明特許権侵害の訴訟を起したが、「告訴対象製品のカムスライダ―は支持部材の内部に収装されておらず、特許の保護範囲に属さない」との判決となり、訴訟請求が却下された（(2012) 東中法民三初字第 89 号）。上訴人は、原審の判決に不服し、「広東省高級人民法院」に上訴し、本判決書はその上訴に対する判決結果である。

3. 対象特許（特許番号：ZL00134282.7、請求項 2）

原稿圧着板開閉装置において、少なくとも取付ベース（1a）と該取付ベース（1a）の両側から立ち上げた両側板（1b, 1b）を有し、前記取付ベース（1a）を装置本体（A）一側へ取り付けした取付部材（1）と；少なくとも背板（24a）と背板（24a）より折り曲げた両側板（24b, 24b）を有し、ヒンジピン（2）を介して該両側板（24b, 24b）を回動可能に前記取付部材（1）の両側板（1b, 1b）上に接続した支持部材（24）と；原稿圧着板（B）を取り付ける背板（22a）と該背板（22a）より折り曲げた両側板（22b, 22b）を有し、連結ピン（25）を用いて前記支持部材（24）の両側板（24b, 24b）の自由端一側で支持されており、その両側板（22b, 22b）を該支持部材（24）と反対の方向へ回動可能となるリフト部材（22）と；該リフト部材（22）の前記支持部材（24）と対応する取付軸部位側にて、前記リフト部材（22）の回動時に前記連結ピン（25）を支点に旋回する位置の両側板（22b, 22b）間に取り付けられた作動部材（23）と；前記取付部材（1）側の両側板（1b, 1b）間にて、ヒンジピン（2）とは異なる位置に支持された受圧ピン（6）と；カム部（8a）に該受圧ピン（6）を当接させて、前記支持部材（24）の内部に摺動可能に収装されたカムスライダ―（8）と；前記支持部材（24）内の自由端側に、前記作動部材（23）に当接させて摺動可能に収装されたスプリング受けカム部材（21）と；前記カムスライダ―（8）と前記スプリング受けカム部材（21）との間に弾設されたコイルスプリング（20）。

4. 告訴対象製品

原稿押え板開閉装置を構成する部材 13 点。

5. 特許侵害の争点

カムスライダ―が支持部材の内部に収装されているかどうか。

6. 上訴人の主張

支持部材の弯曲片がカムスライダを完全に覆うかそれとも小部分を拘持するかに係わらず、いずれも「支持部材の内部に摺動可能に収装された」の概念に属すると主張。

7. 被上訴人の主張

告訴対象製品のカムスライダは支持部材の内部に収装されておらず、カムスライダの底部に翼片を設けることで原稿の汚染を防止する目的を達成しており、告訴対象製品の技術手段は本特許技術手段とは完全に異なると主張。

8. 上訴審の裁定及びその理由

裁定：(1) 原審の判決<告訴対象製品のカムスライダは支持部材の内部に収装されておらず、特許の保護範囲に属さない>は誤りであり、是正する。

(2) 告訴対象製品が特許の保護範囲に属するという上訴請求と理由は成立する。

理由：<中華人民共和国専利法>第 59 条第 1 項には、「発明又は実用新案の特許権の保護範囲は、その請求項の内容を基準とし、説明書及び図面は請求項の内容を解釈するに用いることができる」と規定されている。本案は請求項 2 の特許権の保護を請求しているので、被告訴技術手段が本案特許請求項 2 に記載のすべての技術特徴と同じまたは相当の技術特徴を含むかどうかを審査すればよい。本案特許請求項 2 において、「支持部材の内部に摺動可能に収装されたカムスライダ」は、カムスライダが必ずしも支持部材の両側板の弯曲片により完全に覆われているかまたは少なくとも大部分が覆われていないといけないことを限定していない。告訴対象製品も支持部材の内部に摺動可能に収装されており、異なる点は、カムスライダが支持部材の両側弯曲片で形成されたスロットから突き出している翼片を有することだけである。従って、告訴対象製品は請求項 2 に記載のすべての技術特徴と同じ特徴を有し、本案特許保護範囲に属する。

9. 上訴人の賠償金請求金額

経済損失 100 万人民元、調査・証拠取り費用 141157 人民元（うち、複合機購入代 82863 人民元、公証手数料 8294 人民元、弁護士費用 50000 人民元）

10. 上訴審の賠償金判決金額

賠償金額：300000 人民元

算定根拠：原告が侵害による経済損失または被告の利益を証明できる証拠を提出していないこと、原告の権利保護コスト（複合機購入代 82863 人民元、公証手数料 8294 人民元、弁護士費用 50000 人民元）などを総合的に勘案して算定。

以上